

# My Revolution..

## 六〇～七〇年代の西ドイツ社会国家にみる「性の解放」

水戸部 由枝

### 1 はじめに

一九世紀末から生成・発展していくドイツ社会国家。この社会国家の特徴についてカウフマンは次のように述べる。社会国家は、だれもが権利能力をもち、家族をつくり、政治的権力を共に行使・管理し、学校教育・医学的治療を受け、経済的取引に参加することを可能にしなければならない<sup>①</sup>。社会国家の理念と実践とは、だれもが、自らの尊厳と人格の自由な発展に欠かせない経済的・社会的・文化的権利（労働、休息・自由時間、適切な生活水準、母子保護、教育、文化的生活への参加など）を獲得する権利をもつことであり、その一方で、国家が個人の法的立場、所得状況、物質的・社会的環境、行動能力の改善を目的に、法的・経済的・環境的・教育的な干渉を行うことをいう<sup>②</sup>。また川越は、「ヴァイマル憲法は国民の政治参加権と社会生存権の国家による承認を成文化したもので、これを基本原則とする社会国家システムは、不可避的に、国民の私的領域の社会化、すなわち家族や性といった私的領域への国家介入の拡大をもたらす」と説明する<sup>③</sup>。では、第二次世界大戦後の西ドイツにおいて、

家族や個人の性<sup>④</sup>への管理や統制といった政治的介入はどのようになされたのか。また、国家が理想とする家族像・性規範に対してどのような抵抗がおこり、その結果、ドイツ社会国家はどのように変容していくのか。本稿では、六〇～七〇年代に展開された「性の解放」をめぐる論争と運動を通じて、第一に、六〇年代からはじまる若者たちのライフコースの変化とその根底にある性規範・家族観の変化、第二に、若者たちと公権力側や親世代との性規範・家族観の相違、第三に、「性革命」のシンボルであった「ムーネー」の活動とその社会的意味、第四に、「六八年運動」<sup>⑤</sup>と「新しい女性運動」、そして妊娠中絶法改正のつながりについて明らかにする。さらには、性という視点から、「六八年運動」の歴史的意义についても検討したい。「六八年運動」のスローガンのひとつであった「性革命」のもとでは、親世代にみられる保守的な性規範や性の多元性・政治性、身体と政治との関係についての議論がなされた。こうした動きは、完全家族（近代家族<sup>⑥</sup>）の再建が進められるなか、その一方で、社会国家の理念に対峙する「性の解放」やライフコースの変化

がみられるなか、はたして「歴史的転換点」であったといえるのか。この点についても考察する。

## 2 性の統制から解放へ

第二次世界大戦の敗戦とともにアメリカ・イギリス・フランス・ソ連による分割占領がはじまるなか、人びとは深刻な住宅難と食糧難、交通手段のない、電気・水道・ガスの使えない生活に直面した。こうした状況において、終戦直後から四九年の西ドイツ建国にかけて、社会秩序、なかでも性規範は大きくゆらぐ。たとえば占領軍兵士による強姦、占領軍兵士とドイツ人女性の関係（恋愛・婚姻関係、慰安婦）、離婚の急増、性病の蔓延、男性不足による結婚率の低下などがあげられよう。終戦当時、女性は人口の六五%を占め、男性よりも七四〇万人多かった。それゆえ一五〜四五歳の女性の四人に一人は結婚せずに生きていかなければならなかった<sup>⑩</sup>。このことと関連して、家族スタイルという点でも変化が生じた。父親か母親あるいは両親ともに不在の家庭、占領軍兵士との間に生まれた子どもを抱える母子家庭など、いわば不完全家族が多く存在することになった。すべての子どもの約四分の一が、父親なしに、十分な戦後保障を受けることなく成長したといわれる<sup>⑪</sup>。

こうした事態を解決するために、戦後の経済復興と安定化により、国民から絶大な支持を得たアデナウアー政権が熱心に取り組んだこと、それは、これまで市民社会の基盤をなしてきた完全家族の再建と、性に関する事柄を厳しく監視・管理していくことによる社会国家の立て直しであった<sup>⑫</sup>。女性の働きなしには収拾がなかつた終戦直後の混乱がひとまず落ち着くと、女性を家事と育児に専念させよう、女性の政治的・文化

的・知的な活動を抑えようとする風潮が強まっていく。とりわけ西ドイツの保守的な人たちは、新しい民主主義国家の構築にとって性的節制は不可欠であると考え、異性愛関係を婚姻関係内に限定しようとした。たとえば五〇年代半ばから六〇年代初めにかけては、教会を中心として、ナチが若者に対して行なった「性の解放」こそがナチズム犯罪・ホロコーストを引き起こしたという認識から、ナチズムという過去を克服するためにには性の保守主義への転換が必要であると論じられるようになる<sup>⑬</sup>。その際に、性と家族に関して保守的なドイツ人といった本来あるべき姿を取り戻そうと強調されたことは、ドイツ人をナチズムの被害者とみなす口実となった。また、産児制限（避妊・妊娠中絶）は非難の対象となり、五一年には「公共の場における青少年保護法（Gesetz zum Schutz der Jugend in der Öffentlichkeit）」が、翌年には「青少年への有害図書販売に関する法律（Gesetz über den Vertrieb jugendgefährdender Schriften）」が制定され、青少年を守るために猥褻なものの展示や販売が法的に禁じられた。

しかし六〇年代に入り、人びとの生活水準が本格的に向上し、政治に対する関心が高まると、アデナウアーが指導する保守的で権威主義的な政策に対する批判が顕著に表れはじめる。伝統的な性別役割分担を基礎とする家庭像、アデナウアー時代に推奨されたジェンダー秩序は、あるべき秩序であり、それは現実にはそぐわないものであった。というのは前述したように、戦争の結果、多くの家庭で一家の大黒柱を失ったこと、戦争寡婦や未婚の母の存在、家族の生活一切に責任を負ったのは復員して疲弊しきつた男性ではなく女性であることも珍しくなかつたからである。こうした動きにともない、ナチズムに関する議論と教会が展開する議論とが極めて類似していること<sup>⑭</sup>、そしてそれらの議論の内容と現実と

が乖離していることから、性の保守主義は次第に弱まっていく。婚前の性的交渉はめずらしくなくなり、避妊や妊娠中絶も非常に広範になされるようになった。

たとえば、五〇年から五七年に出生適齢期にある一〇〇〇万から一〇〇〇万人の女性のうち、五%から一〇%が中絶を経験している。<sup>15</sup>また六一年六月にシエリング社製のピル（経口避妊薬）が市販されると、それまで禁止されてきた子宮内避妊器具、ベッサリーやリングといった避妊方法が、健康への危害が大幅に削減されたこと、男性にとつて都合の良い産児制限方法であることなどを理由に、六〇年代後半以降急速に普及した。これは望まない妊娠からの解放や女性の性的充足という点で、女性に多大な影響を与えた。またピルによる避妊の割合は、六六年から八一年にかけて九%から四四%へと増加しており、ピルを服用している女性の数は六四年に二〇〇〇人、六八年は一四〇万人、七七年には三八〇万人に達した。<sup>16</sup>

他方、六五年に猥褻な写真を掲載する新左翼の報道雑誌『コンクレート (Konkret)』や日刊新聞『ビルト (Bild)』の発行、ベアテ・ウーゼ (Beate Uhse, 1919-2001) による避妊に関する啓蒙活動やアダルト・ショップの展開に代表されるように、六〇〜七〇年代に性の商品化が進んだことなども、「性の解放」の要因として考えられよう。<sup>18</sup> また同性愛関係についても、ナチ時代からの同性愛に対する非寛容と嫌悪は撤去され、六九年五月に連邦議会は、姦通のみならず二一歳以上の男性の同性愛に対する刑罰の廃止を決議している。このように、六〇年代になると「性の解放」が進み、その流れと並行して個人のライフコースは変化した。

### 3 ライフコースの変化：結婚・出産・就業・大学教育

クラーは、六〇年代半ば頃から家族問題において個人の行動を変化させるような「価値転換」が生じたと指摘する。<sup>19</sup> では、六〇年代から七〇年代にかけて、若い世代のライフコースはどのように変化したのだろうか。以下、連邦統計局が五二年以降発行している『統計年報』をもとに明らかにしたい。<sup>20</sup>

まず結婚についてみてみよう。婚姻数は六二年（五三万六四〇組）以降減少し、六七年から六八年にかけて、四八万三一一組から四四万四一五〇組へと急減した後に微増するが、七一年以降再び減少傾向にあった。婚姻数が増加に転じるのは七九年以降である。平均初婚年齢については、男性の場合、五〇年から七五年にかけて二八・一歳から二五・三歳へと低下傾向にあるが、七六年から上昇に転じる。同じく女性の場合も、五〇年から七七年にかけて二五・四歳から二二・九歳へと一貫して低下傾向にあったものの、七八年以降急速に上昇し、その後、八〇年二五・二歳、八九年二六・八歳、九五年二八・二歳へと上昇し続けた。この平均初婚年齢の上昇にともない、平均初産年齢も七〇年代以降上昇に転じる。<sup>21</sup> 六〇年の平均初産年齢は二五歳、七〇年は二四・三歳と低下したが、八〇年になると二五・二歳、八九年二六・八歳、九五年二八・二歳と上昇していった。このことと関連して、年齢別出生数をみると、一四〜二五歳の女性の出生数が占める割合は、六五年から七二年にかけて三五・三%から四〇・四%へと上昇したものの、八〇年までに三三・四%へと低下した。他方、二五〜三四歳の女性の出生数が出生数に占める割合は、同時期で五二・三%から四八・二%へといったん減少したのち、五八・三%へと再び上昇している。<sup>22</sup> このような婚姻数の減少、

平均初婚年齢・平均初産年齢・出産年齢の上昇は、生涯独身あるいは独身期間の延長により、個人の生活を充足させようとする若者が増加したことを意味する。

引き続き出産に関する統計をみてみよう。出生数は五〇年代後半から六〇年代初めのベビーブームを経た六四〜六五年以降減少傾向にあり、婚姻一〇〇組あたりの子ども数は六二〜六六年に結婚した夫婦から減少傾向にあった。これは、子どもを三人または四人以上もつ夫婦が減少し、子どもをつくらない夫婦と二人の子どもをもつ夫婦との間で、両極化した生活スタイルが形成されたためである。<sup>(23)</sup> こうした現象はベック・ケルンズハイムによると、六〇年代以降、子どもを生育することは、もはや社会的な義務ではなく、人生の一つの選択肢、自己実現のための一つの手段として考えられるようになったことを示している。<sup>(24)</sup> その一例として、婚外子数の上昇があげられよう。出生数一〇〇〇人あたりの婚外子数は、六六年の四五・六人以降増加傾向にあり、六八年の四七・六人からは増大幅を拡大させ、八〇年には七五・六人に達した。このことは、七〇年代から出産・子育てを婚姻内に限定しない傾向が高まったこと、パートナースhipにもつながるオルタナティブな生活スタイルがつけられたことを表している。<sup>(25)</sup>

離婚数はどうかだろうか。離婚数は、五七年（四万六三二組）以降増加傾向にあり、六四年（五万五九八組）から急増するが、七五年（二〇万六八二九組）から七八年（三万二四六二組）にかけて激減したのち、再び上昇に転じる。この六〇年代初頭からの離婚数の増加は、離婚に対する罪悪感や挫折感が希薄化したことによるもので、このことは、離婚に対するハードルを高く設定することにより、婚姻を安定化させようとしてきた一九〇〇年制定のドイツ民法典（婚姻法）の限界を示

していると、エーマーは指摘する。<sup>(26)</sup>

またクラークは、この離婚数の増加を次のように分析する。出生率が低い第二次世界大戦時に生まれた人たちが六〇年代に結婚適齢期を迎えて結婚することで、婚姻数は減少傾向にあった。それにもかかわらず、離婚数が増加したことをふまえると、離婚数は実質的にかなり増加したと考えられよう。<sup>(27)</sup> この離婚数の増加を阻止するために六一年に家族法が改正され、これにより、非の無い側の異議申し立て権が拡大された一方、責任ある側に対する追及は厳しくなり、離婚はより困難になった。こうした対応は七六年の婚姻法改正まで続くことになる。<sup>(28)</sup>

次に就業についてみてみよう。就業者総数に占める女性就業者の割合そのものは、六〇年の三六・八%から八〇年の三七・九%までの間で大きな増減はみられない。しかし注目すべきは既婚女性の就業率が急上昇している点である。六一年の四五・四%以降上昇傾向にあり、六七年では五一・九%、七二年は五八・六%、八〇年には五九・六%にも達した。<sup>(29)</sup> このように既婚女性が家事と家庭外労働の両方を担うようになった理由の一つとして、好景気による人手不足が考えられる。しかしオイルショック以降の景気の後退にもかかわらず、既婚女性の就業率が上昇し続けた背景には、就業に対する女性の意識の変化が考えられよう。

たとえば既婚女性のフルタイム就業率の上昇は顕著で、年齢別にみると、三〇歳未満の既婚女性は六三年から七九年にかけて一九%から四四%へ、三〇〜四四歳の既婚女性では、同時期で一五%から二五%へと急上昇している。<sup>(30)</sup> なかでもサービス業における女性の占める割合は、五〇年に三二%であったのが六一年に四四・三%、七〇年に五一・八%、八〇年には六三・四%というように著しく上昇した。<sup>(31)</sup> このフルタイム就業率の上昇幅をみた場合、子どもが比較的小さい三〇歳未満の既婚女性の方

が三〇〜四四歳の女性よりもはるかに大きいことから、若い世代の女性の間で家庭と仕事の両立による経済的自立という意識が高まったことが明らかになる。

たとえば六七年と七九年の比較になるが、ある全国調査によると、仕事によって「大きな喜び」を得ている女性は、六七年では女性就業者全体の三八%であったが、七九年には五三%へと上昇している。また、「仕事がおもしろい・退屈しない」と答えた女性は、同時期で四七%から六二%、「職場でより責任ある地位をめざしている」は一七%から三〇%へと上昇し、それに対して「物質的な理由から」と答えた女性は、三五%から二四%へと減少した。このように、完全家族が推奨された五〇〜七〇年代にかけて、既婚女性の就業率は上昇したのである。

また大学生の数に関しても、六〇〜七〇年代に恒常的に増加し、とりわけ六六〜六七年を境に女子学生数が急増している。六〇/六一年冬学期から六八/六九年冬学期にかけて四万八四一三人から七万七九二四人へと約一・六倍増加し（総数で見ると、同時期で二万九九五八人から三一万三六九三人へ、七九/八〇年冬学期では九八万一八〇八人へと増加）、翌年の冬学期までのたった一年間で、二万六五二〇人（三〇・二%）へと、約一・五倍も増加した。このように女性の高学歴化は、既婚女性の就業率の上昇と比例しながら上昇したのである。

以上、六〇年代から七〇年代にかけての婚姻数の減少、離婚数の増加、合計特殊出生率の低下、子どものいない夫婦の増加などから、結婚・子育てに重要度を見出さない傾向が高まったことが明らかになる。その要因の一つとして、六一年からのピルの市販開始、六〇年代後半からのピル利用者の急増があげられるだろう。たとえばエーマーは、次のように主張する。「西ドイツの合計特殊出生率は六八年から七八年の一〇年間

に、二・四から一・四へと低下した「…」これは、いわゆる『ピル曲線』であった。「…」『アンチ・ベビーピル』により、産児制限と家族計画が容易になったのである。「…」出生力の長期的な変化は、この一〇年間、明らかに『一九六八年』の社会的かつ文化的な断絶とオーバーラップしていた」。

このエーマーの見解に関して、合計特殊出生率は六八年以降大幅に低下するものの、出生数は六四〜六五年以降、婚姻一〇〇組あたりの子ども数は六二〜六六年に結婚した夫婦から減少傾向にあったことをふまえると、「六八年」を断絶点ととらえるには無理があるだろう。

他方ヒヨーンは、合計特殊出生率の低下の要因について、ピル利用者の広がり以上に、子どもを欲しがらない、結果として結婚しなかった、家族をもつかどうか考えあぐねているうちに生理的に遅きに失してしまった、子どものいない生活に慣れてしまった人たちの存在が大きな影響を与えていると指摘する。

いずれにせよ、六〇年代の初頭以降、すなわち「六八年運動」以前に、「性の解放」と若い世代のライフコースの変化がみられたことに変わりはなく、「六八年運動」が掲げた「性革命」は、こうした変化の延長上で生じた出来事であった。

#### 4 若者世代にみる新しい性規範…「コムナー」を中心に

若い世代のあいだでライフコースの変化がみられる一方、公権力側・親世代は、性別役割分業にもとづく核家族、女性は若くして結婚して専業主婦になること、愛を結婚（生活）の前提条件とし、性的な関係を婚姻内に限定し、婚姻を永続させることを理想としていた。

方は、六八年に「連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend)」が発行した「第一家族報告書」において、家族とは夫婦と子どもが一緒に生活する核家族であると明記されたこと、その一方で一人親家族は、両親の揃った完全家族と区別して不完全家族と命名されたことに象徴されている。<sup>36)</sup> ちなみにこのとき母親の就業は、家計の必要性という観点からしかとらえられなかった。さらに「六八年運動」と「新しい女性運動」後の七五年の「第二家族報告書」でも、核家族は完全家族と定義づけられ、婚姻関係にない、別居した、連れ合いを失った場合は不完全家族と考えられた。<sup>37)</sup>

しかし姫岡が指摘しているように、たとえば七二年に「夫婦と子ども」が占める割合は三八・九%のみで、「夫婦のみ」は二二・九%、「非同居・子どもなし」は〇・五%、男性単独世帯は七・六%、女性単独世帯は一八・六%を占めていた。<sup>38)</sup> 他方、現状については前述したとおり、①若くして結婚するが、子どもの数は二人程度におさえる、②離婚の選択、結婚しない生活スタイル(独身・同棲)、子どものいない夫婦の増加にみられるように、結婚・子育ての重要度の低下、③婚前・婚外で性的交渉が行われ、避妊や妊娠中絶も非常に広範になされるといった傾向がみられた。

このように若い世代の結婚・家族・性規範が公権力側のそれにおさまっていないことは、たとえばハンブルク大学性研究所長ギーゼ教授が六六年春に一二の大学の男女学生六二二八人を対象に行なった二八〇項目のアンケート調査の報告書からも確認することができる。以下、三六六六人(女子学生八三一人、男子学生二八三五人)から回収したアンケート結果の一部を紹介したい。

まず避妊についてだが、避妊に反対する男子学生は三%、女子学生は

五%にとどまり、八〇%の男子学生、七五%の女子学生が避妊を支持していた。<sup>39)</sup> 妊娠中絶に関しては、五二人の女子学生が経験しており、この数字は女子学生全体の六%、性体験のある女子学生の二一%にあたる。<sup>40)</sup> 婚前交渉については、男子学生のうち賛成は六〇%、恋愛・友愛関係、感情的なつながり、思いやりといった条件付きで賛成と答えた男子学生は三〇%、反対は一〇%であった。他方、女子学生の反応は、賛成が五〇%、条件付き賛成が四〇%、反対は一〇%であった。婚姻外の性的交渉はいかなる場合もわいせつ行為とみなされていたにもかかわらず、アンケートに答えた学生のうち九〇%が特定のパートナーと結婚前に性体験をもつことに賛成していたのである。<sup>41)</sup> 次に、すでに婚前交渉の経験がある男子学生は五六%、女子学生は四八%にのぼり、初体験の平均年齢は、男子学生が二一・三歳、女子学生は二一・八歳であった。同年の平均初婚年齢が、男性二六・〇歳、女性二三・六歳であったことと比較すると、かなり早い。

一方、禁欲に関しては、それを支持する男子学生があげる理由としては、「パートナーがいない・パートナーが拒否する」が四四%、「道徳的な考え」が三三%、「妊娠を恐れて」が一三%、「性的欲求がない」が六%、「拒絶されるのを恐れて」が四%であった。女子学生はというと、「道徳的な考え」が三九%、「妊娠を恐れて」が二三%、「性的関心がない」が一八%、「パートナーがいない」が一八%であった。<sup>42)</sup> これらのことから、若い世代の間では、すでに公権力側・親世代の理想とは異なる新しい性規範が広がっていたことが推測できるだろう。

次に取り上げるのは、「性革命」のシンボルであった「コムローネ」である。<sup>43)</sup> この集団は六六年末に西ベルリンで、ドイツ最大かつもっとも急進的な学生組織「社会主義ドイツ学生同盟(SDS)」のメンバーを

含む四人の男性と二人の女性によって結成された（六九年一月に解散）。しかし当時SDS議長であったルディ・ドゥチュケをはじめとするベルリンのSDSメンバーたちは、「コムナーネー」と一切関係をもとうとはせず、この集団のメンバーたちは六七年にSDSから追放されている。ではSDSという、いわば「六八年運動」の主流から外れてまで「コムナーネー」がめざした「性革命」とはいったい何であつたのか。

「性革命」の内容をみていくうえで欠かせない思想、それがヴィルヘルム・ライヒの『セクシュアル・レボリューション』である。六〇年代後半になると、「革命的という言葉は、……ダイナマイトの使用を意味するのではなく、真実を語ることを意味する。……一人間の良心に率直に、かつおおやけに訴えることなのであり、……事物の根底を衝くという意味で革命的なのである」といったライヒの革命論が若者たちの間で注目され、「言葉にならない」彼らの心の葛藤は「革命」という言葉でもって表現されていく。そして新左翼の人たちは、資本主義経済システムの一構成部分は、性的衝動の抑圧をともなう結婚によって支えられている、性的抑圧は人間の残虐性を生み出す、よって人間、とりわけ女性にとって「性の解放」は不可欠である、というライヒの理論を引用しながら、「性革命」による社会改革の必要性を主張するようになった。<sup>45</sup>

ヘルツォークによると、新左翼の人たちは、清潔・純潔・貞節・母親愛・家族の価値といった教会とナチズムの主張の類似性を指摘するとともに、ナチズムのひとつの特徴を性の抑圧ととらえて、そこにホロコーストの原因を見出していた。つまり「性革命」には、「ナチス＝性的抑圧」からの解放、ナチスを支持した親世代との断絶という意味が込められていた。<sup>46</sup>しかしナチスは「性」に対して決して抑圧的ではなかったことと照らし合わせて考えると、彼らの反発は、五〇～六〇年代の保守的

な性文化に対するものであったと解釈できる。<sup>47</sup>この「性革命」に対して、六六年から六七年までSDSの議長を務めた精神医学者ライムート・ライヒェは、「セックス流行の波 (Sexwelle)」は耐え難く機械的で性的自由とはほど遠く、「見せかけの性 (Scheinsexualisierung)」が強調されたにすぎなかったと酷評している。<sup>48</sup>では、「コムナーネー」の実態はどうであつたのか。

「コムナーネー」は当初、現在の後期資本主義社会で階級闘争を展開するために、政治的・組織的な統一を図ること、革命直後のソビエト・ロシアで生まれたような青年コミュニティ、あるいは消費を拒絶するアメリカ的なコミュニティをつくること、中国の文化革命をドイツで実現することを理想としていた。その目的は、厳しい労働モラル・性モラルから人間の解放である。<sup>49</sup>彼らにとつては、たとえば特定のカップルが性的な関係を結ぶことさえ抑圧的な性道德であった。それゆえ「性革命」により、ブルジョワ的な文化をなくすこと、<sup>50</sup>また、家族制度や婚姻制度、伝統的な男女の性別役割分業、子育てからの解放を実現しようとしたのである。<sup>51</sup>

しかし「コムナーネー」の実態をみると、男女平等という理念、また、新左翼が掲げた「性の解放＝政治的解放」という理念とはほど遠く、そこでは男女の主従関係、家父長的な家族構造が維持され、男性を中心に完全に組織化されている状況であった。<sup>52</sup>それゆえ、男性メンバーは定着していたのに対して、女性メンバーは次々と入れ替わった。たとえば、設立当初からの女性メンバーの一人ダグマー・プリッツラ（旧姓ゼーフバー）は、ディーター・クンツェルマンの子どもを妊娠した際に「コムナーネー」の子どもとして出産することを希望したが、メンバーたちは絶対費用（五〇〇マルク）を提供することで合意したと告白している。<sup>53</sup>こ

の例は、メンバーたちには、共同で結婚や家族の役割を担い、子どもを産み育てていこうという意識が欠落していたことを示している。<sup>64</sup>

では「コムーネー」は、なぜ「性革命」のシンボルになりえたのだろうか。それは、「性革命」を実践している集団、性のタブーを打ち破った集団としてのイメージがメディアを通じてつくり出されたことが大きい。たとえば「剥き出しの壁の前に立つ裸の毛沢東主義者たち (Zerkai Maoisten vor nackter Wand)」という表題で『シュピーゲル』誌に掲載された写真がある。<sup>65</sup> 全裸で横並びになったメンバーの後ろ姿を写したこの写真は一大センセーションナルを引き起こしたがメンバー同士が裸を見せあつたのはこのときが初めてであつたといわれる。現実がどうであれ、写真を目にした人は、この集団に対して性的自由・快樂主義・反権威主義・民主主義、悲劇的な国民から風刺的な国民への移り変わり、といったイメージを抱くことになった。<sup>66</sup>

また別の例として、『シュテレン』誌に掲載された、スーパーモデルのウーシ・オーバーマイヤーとライナー・ラングハーンの写真があげられよう。『シュテレン』誌は、当時恋人関係にあつたこの二人の写真の掲載を条件に四万五〇〇〇マルクを支払っており、この特集だけでコミューンは一万五〇〇〇マルク稼いだといわれる。<sup>67</sup> 七〇年の労働者の一ヶ月の平均総収入が一四〇マルクであつたことをふまえると、かなりの額である。それでも採算がとれるのだから、この集団への社会的関心がいかに高かつたのか想像がつくだろう。ちなみにオーバーマイヤーの関心は、マルクスよりもココカラに、社会主義について学ぶよりも資本主義のもとで消費生活を楽しむことに向かつていたといわれ、「コムーネー」は、理念と実情との間に大きなギャップを抱えた集団であつた。

この「コムーネー」のメンバーについて、フリー作家ベール・カイル

ーは、フリッツ・トイフェルとラングハーンにとつてすべては気晴らしであり、公共の場で伏さないことを彼らは楽しんでたと指摘する。<sup>68</sup> 他方、当時極左の活動家で、その後、雑誌の編集者・ジャーナリストとして活躍するケーネンは、彼らの主要目的は性革命ではなく暴力であつたことを強調する。たとえば、六七年四月にアメリカの副大統領ハンフリーが来独した際に、「コムーネー」のメンバーはプリン爆弾攻撃を実行して市民警察に逮捕されている。翌月には、ベトナム反戦の示威行為としてブリュッセル市内のデパート「リノヴァシオン」が放火された事件（二〇〇人が犠牲となる）をまねて、「いつベルリンのデパートを放火しようか (Wann brennen die Berliner Kaufhäuser?)」というピラを配布している。<sup>69</sup> このとき「コムーネー」のメンバーたちは、のち赤軍派を形成するアンドレアス・バーダー、グドロン・エンスリンらと協力関係にあり、クンツェルマンとトイフェルに関しては、「コムーネー」の解散後、テロ行為を積極的に行うに至つた。<sup>70</sup>

当時の心境について、「コムーネー」の主要メンバーの一人で、その後生活改革運動家となつたラングハーンは次のように語っている。あれは「自分に対する革命」であつた。「コムーネー」では、メンバーたちは衣服をはじめすべてを共有し、常時、観察しあい、プライベートがない状態にあつた。セックスはまったく重要ではなかつた。(そうしたなかでわれわれは——引用者) 内面的な檻からの逃げ道を探していた。<sup>71</sup>

「六八年」から九〇年代にかけて、同棲生活・単身世帯・週末夫婦・居住共同体 (Wohngemeinschaft, WG) といったいわゆる不完全家族・オルタナティブな家族形態が増えるなか、「コムーネー」は、この複数の非血縁者が一時的に同じ住居で世帯を営むWGが広がるきっかけを提供したという意味では、その後の社会に影響を与えたのは確かである。



数字でみると、八一年時点で、一五〜二四歳の若者のうち約五%がWGに住み、大学生に限定した場合、八二年にその一八%が居住中で、三〇%が居住したいと考えていた。さらに八〇年代半ばになると、八〜十万人のWGに全人口の1%が居住するまでに至り、その四分の一から五分の一（約二万戸）に子どもが同居していたといわれる<sup>(64)</sup>。多くの大学生・若い就業者・学生にとつて、ノイローゼに罹りそうな空気の漂う学生寮、独身寮、家具つきの部屋、抑圧的な親元に住むよりも、WGで共同生活することの方が、社会的・精神的抑圧から解放され、個人的な満足・自由を満たすことが可能であった<sup>(65)</sup>。

とはいえ、結局のところ「コムナー」がかかげた「性革命」はイメージづくりにとどまり、男女の平等な関係は達成されなかった。この点においては、「コムナーII」の活動の方が高く評価できるであろう<sup>(66)</sup>。しかし重要なのは、「コムナー」のメンバーたちの反社会的な行動が社会的に強い関心を集め、多くの若者たちから支持されたという事実ではないだろうか。「コムナー」のメンバーは、精神的な成長とともに社会的抑圧に直面してもがいていた若い世代の人たちにとつて、そうした感情を行動に移せる「うらやましい」存在であった。それゆえ、「コムナー」の内情よりも、この集団が新しい性規範に同調する若い世代のシンボリック的存在になったこと、また「コムナー」に対してつくられたイメージが、「六八年運動」の特徴の一面をなした点に着目することの方が、こうした時代を理解するうえで重要であるといえるだろう。

## 5 「六八年運動」から「新しい女性運動」、 そして妊娠中絶合法化運動へ

ジャーナリストで、妊娠中絶合法化運動の指導者となるアリス・シユヴァルツァーは、「六八年運動」が掲げた「性革命」により、一方では、社会秩序の悪化を懸念するがゆえにブルジョワ的な啓蒙活動が強められ、他方では、メディアや広告を通じて猥褻な描写が多くなされるようになったと主張する。さらに彼女は、「性革命」では男性の身体が中心に考えられ、家父長的な支配システムを離脱できていない。それゆえ、表面的な性的自由を得たところで、女性の男性に対する依存はなくなり、女性の身体に関する知識は男性に広がらなかったことを強調した<sup>(68)</sup>。そして彼女は、「六八年運動」ではなく、女性による女性のための運動と女性の「性の解放」のために尽力したのである。

シュルツもまた、「六八年運動」はライヒの議論を深めることはなく、女性問題を十分に解決する方向にも発展しなかったと断言する。六〇年代末以降、「六八年運動」にかかわっていた女性たちは、権威主義的な伝統を保持しようとするナチ世代への異議申し立てとしての「六八年運動」が、実際女性性に対して権威主義的で家父長的であったこと、女性問題を二次的なものと考えていること、そればかりか女性が期待をかけていた新左翼の人たちは、女性解放というテーマをほとんど取り上げず、女性たちの要求に何一つ応えなかったことに異議を唱えはじめた<sup>(69)</sup>。こうした男性中心的な解放思想に対する憤りは、「新しい女性運動」という形で表面化し、同運動は、「六八年運動」に依存していることを自覚しつつも、「六八年運動」と離れて独自の道を模索しはじめた<sup>(70)</sup>。

「新しい女性運動」が展開されるきっかけとなったのは、六八年九月一三日の第三回SDS代表者会議で起こった「トマト事件」である。この会議で、SDSのメンバーであり、同年一月にSDSメンバーとその支持者たちによって結成された「女性解放のための活動評議会

(Aktionstats zur Befreiung der Frauen)」の代表ヘルケ・ザンダーは、SDS内部でさえ家父長的な伝統が保持され、男性中心に議論がなされていること、これにより女性メンバーは抑圧され、女性たちは政治活動に専念するか、家庭に入るかの選択に迫られていることを訴えた。これに対してSDS指導部は、非常事態法反対運動の敗北後、資本主義システムに対する抵抗運動を再編成することがより重要な課題であるとして、女性問題を議題とすることを拒否した。こうした指導部の姿勢は女性メンバーたちを激怒させ、SDSと活動評議会のメンバーであるジグフリート・リューガーは、演壇に立った学生同盟議長ハンス・ユルゲン・クラールを目掛けてトマト六個を投げつけたのである。この「トマト事件」は、『シユピーゲル』誌のジャーナリストが同席していたことから、西ドイツ市民に伝えられ、「新しい女性運動」の出発点として位置づけられるようになった。<sup>23)</sup>

「新しい女性運動」がめざしたこと、それは、①躰を重視する市民的な教育ではなく反権威主義的な集団教育にもとづく共同保育所の設置、②政治、国家行政機関、司法、経済、大学、メディア、職場、家族における男女平等、③性別役割分業にもとづき生活・家族スタイルを標準化しようとする体制への抵抗、④社会的決定への女性の参加、⑤女性に対する虐待と暴力に対する闘い、⑥性の領域における権利の獲得（女性の性の承認とそのタブー化をなくすこと）であった。<sup>24)</sup>この性の領域における権利という考え方の根本をなしていたのは、アメリカのラディカル・フェミニストたちによって叫ばれ、世界的な広がりをもせたスローガン「個人的なものは政治的なもの(The Personal is Political)」という考え方である。この言葉には、プライベートな領域の問題、すなわち、これまで社会的・政治的に取り込まれるべきではない私的・個人的なこと、と

みなされてきたことも、実は自分以外の女性たちと共有できるものであること、社会的につくりだされたもので、政治・権力の問題である、という意味が込められている。こうした考え方に感化された「新しい女性運動」の活動家たちは、権力作用は公私に関係なく働くものであり、政治が女性の社会活動や日常生活、性にも深く関与していること、それゆえ、公的な世界で生じる抑圧や差別の根源は、家庭などのプライベートな世界における男女関係にあることを強く認識するようになった。こうした女性たちの思いが、もともと具体的な形で表れたのが妊娠中絶合法化運動であった。

シュヴァルツァーを中心とする「アクツイオン七〇」の運動家たちは、「私のおなかは私のもの」をスローガンに、中絶合法化の支持者とともに階層・宗教・政党・性差を超えて団結し、デモ行進、パンフレットの配布、署名運動、妊娠中絶を目的とする国外へのバスツアーなどを通じて運動を拡大していった。<sup>25)</sup>そして①刑法第二二八条(妊娠中絶罪)の削除、②健康保険による妊娠中絶とピル代金の全額支払い、③専門医による手術、④避妊具の無料提供を要求したのである。<sup>26)</sup>彼女たちの活動のなかでもとりわけ社会的な関心を集めたのが、七一年六月に『シュテルン』誌で掲載された「私たちは妊娠中絶した」である。同年四月にフランスで行なわれた「三四三人の女性たちの宣言」にならい、有名女優や小説家たちを含む女性三七四人分の署名と写真が公開された。その後「アクツイオン」は二月で八万六〇〇〇人も署名を集め、法務省ゲルハルト・ヤーンに提出している。<sup>27)</sup>こうした運動の広がりにより、妊娠中絶法の改正に賛成する人の割合は七一年の四六%から七三年六月には七九%へと上昇した。<sup>28)</sup>

では妊娠中絶の合法化に賛成したのはどのような人たちであったの

か。七一年三月にアレンスバツハ世論調査研究所が、西ベルリン在住で一六歳以上の約二〇〇〇人を対象におこなったアンケート調査を通じて明らかにしたのは次の三点である。<sup>①</sup>第一に、賛同者の年齢層をみた場合、ナチ世代よりも若者世代の方が圧倒的に多いこと。これは親世代の性規範に対する若者たちの抵抗の表れとして考えられる。第二に、妊娠中絶の合法化に男性の五〇％が賛成したのに対して女性は四一％にとどまったこと。この数字は妊娠中絶の問題を単純に男女間の闘いとして捉えてはならないことを示唆している。そして第三に、プロテスタント信者の五〇％、カトリック信者の三八％が、刑法第二二八条の廃止に賛同していること。このことは、医学的事由以外の妊娠中絶を胎児の人権を理由に一切認めてこなかったカトリック教会内であろうとも意見が統一していないことを表している。また、支持政党でみた場合でも、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟支持者のうち三四パーセントが妊娠中絶の合法化に賛成していた。反対は五二％である。まさに指導者と支持者のあいだで、妊娠中絶についての考え方にギャップが生じている状況にあった。このことは、多くの人たちが妊娠中絶を、宗教や支持政党というよりも個人の問題として理解していたことを意味している。ちなみに、六〇年代と七〇年代前半の年間違法中絶数は二〇万人、<sup>②</sup>連邦法務省によると二〇〇一〇〇万人にのぼるとみられており、<sup>③</sup>刑法二二八条がほとんど機能しない現状において、国は妊娠中絶法の改正を避けられない状況に追い込まれていた。

このように妊娠中絶法をめぐって白熱した議論が戦わされるなか、連邦議会においても妊娠中絶法の改正についての議論が本格化した。そして最終的に、七六年五月に改正された中絶法により、妊婦が相談所にて医学的・社会的助言を受けた後に医師が妊娠中絶手術をおこなうという

条件のもと、医学的事由、胎児に重い障害がおよぶ可能性がある場合（優生学的事由）、性的虐待あるいは強姦により妊娠した場合（倫理的・犯罪的事由）、そして多くの女性に妊娠中絶への道を聞く経済的な事由による中絶が認められた。<sup>④</sup>その際、健康保険によって相談費用と中絶手術費用が支払われることが決定されている。また当時懸念されていた少子化との関連でいえば、例えば家族政策の充実化により、女性が出産を選択するような環境が整えば、少子化を阻止することが可能であると考えられた。

とはいえ、事由付きの妊娠中絶合法化は、完全に合法化されなかった点で専門家・国家・政党等の生殖領域への介入が継続することを意味する。他方でそれは、出生率を上昇させつつ完全家族を維持しようとする国家の意図に反する結果でもあった。つまり西ドイツ社会国家は、この時点で大きな妥協を迫られることになった。

## 6 おわりに

これまで六〇〜七〇年代を中心に、戦後西ドイツ社会国家における性の統制と解放の流れをおつてきた。終戦直後から五〇年代までは、公権力側によつて完全家族の再建が強く押し進められ、こうしたやり方は現状にそぐわなかったにもかかわらず、それに対する抵抗は表立ってはみられなかった。しかし六〇年代に入り、経済的・政治的に社会が安定してくると、性の保守主義は弱まる。公権力側や親世代が理想とする家族観や性規範、権威主義的な政策に同調しない若者たちが増加した。新しい性規範、多様な男女関係、ピルの市販開始による避妊の広がり、妊娠中絶数の上昇など、社会国家の理念に対峙する「性の解放」が進む一方、

婚姻率、出生率の低下、離婚率・婚外子数・女性就業率・大学進学率の上昇というように、ライフコースにも変化が表れた。こうして性・家族をめぐり、公権力側や親世代と若い世代の間でギャップが拡大した。

この「性の解放」の動きに拍車をかけたのが、「六八年運動」がかかげた「性革命」である。そのシンボリック的存在であった「コムローネー」のメンバーたちは、伝統的な家族観・性規範に違和感を抱く若者たちの支持のもと、労働モラル・性モラルからの人間の解放、家族制度や婚姻制度、性別役割分業、子育てからの解放をめざした。しかし実情はといえば、女性に対して権威主義的で家父長的な家族構造に支配された集団であった。このような特徴は、「コムローネー」に限られたものではなく、権威主義的伝統に抵抗したSDSを中心とする「六八年運動」にも顕著に見られた。「六八年運動」には、女性の「性の解放」、女性がもつ身体の権利、女性の自己決定権といった視点が欠落していたのである。

この理念と現実との矛盾を「六八年運動」を通じて実感した女性たちは、反権威主義的な集団教育にもとづく共同保育所の設置、あらゆる領域における男女平等、性別役割分業の撤廃、性と身体に関する権利の獲得を目標にかかげ、独自に女性運動を展開した。その結果、この性の領域における権利は、同運動を中心に行われた妊娠中絶合法化運動を通じて実現することになる。妊娠中絶の合法・非合法をめぐる、階層・宗教・政党・性差を超えた運動が展開され、七六年に事由付きで妊娠中絶は合法化された。

以上のことから、本稿の結論として次のようにまとめることができる。

第一に、六〇年代に入ると、公権力側は法律・性規範・イデオロギーによって「性の解放」を阻止するのが困難になったこと。第二に、「六八

年運動」が掲げた「性革命」は、「性の解放」・ライフコースの変化の延長上で生じたこと。第三に、ライフコースの変化・家族の多様化・新しい性道德の広がり・妊娠中絶の合法化は、社会国家が理想とする家族規範・ジェンダー秩序からの逸脱とともに、完全家族の再建・維持をめざしてきた社会国家のゆらぎあるいは限界をも示していること。そして最後に、「六八年運動」と妊娠中絶合法化運動との間には直接のかかわりがなかったことを指摘したい。妊娠中絶合法化運動は「六八年運動」ではなく、それに対して異議を唱えた女性たちを中心に展開された運動であった。また、妊娠中絶の問題そのものは、出生率低下を阻止しようとする国家と深く関わる政治的な問題であった。それゆえこの問題には、これまで国家・政党・教会・医師・法律家・一般市民といった人たちが多く関わっており、明らかに「六八年運動」の枠を超えていた。

これらのことをふまえると、性という観点からみた場合、「六八年運動」あるいは「性革命」は、ラングハーンのいう「私の革命」にとどまり、イマニエル・ウォーラステインが「典型的な革命」「単一の革命」「歴史的転換点」と表現するほどの変革をもたらしたとはいえないのではないだろうか。<sup>(3)</sup>

## 注

(1) Franz-Xaver Kaufmann, „Elemente einer soziologischen Theorie sozialpolitischer Intervention“, in: F.-X. Kaufmann (Hrsg.), *Staatliche Sozialpolitik und Familie*, München/Wien 1982, S.56, 62, 66-68.

(2) *Ebenda*, S.62.

(3) *Ebenda*, S.66-86.

- (4) 川越修『社会国家の生成——二〇世紀社会とナチズム』岩波書店、二〇〇四年、一〇頁。
- (5) たとえば一九七三年のブロックハウスにおいて「セクシュアリティ (Sexualität)」は、性行為、さらには性欲の充足を伴う人間と動物のあらゆる行動様式・衝動・欲求を総括する性的特質と定義づけられている。 *Brockhaus Enzyklopädie*: 17. Band in zwanzig Bänden, Wiesbaden 1973, S.349. 上野千鶴子氏がセクシュアリティを「性をめぐる観念と欲望の集合」と定義しているように、ここでは、性に関する考え方、それに関わる行動と広義にとらえる。上野千鶴子他編集『新編日本のフェミニズム6——セクシュアリティ』岩波書店、二〇〇九、二頁を参照。
- (6) 井関氏は、「六八年運動」を、六〇年代後半に起こり、六七年から六八年にかけて激化した、既存の政治体制に対する左派学生らによる抗議運動と定義している。井関正久『ドイツを変えた六八年運動』白水社、二〇〇五年、九頁。
- (7) パスカル・アイトラーによると、この「性革命」の内容については、これまで十分に議論されてきていない。 Pascal Eitler, „Die sexuelle Revolution: Körperpolitik um 1968“, in: Martin Klimke/ Joachim Scharloth (Hrsg.), *1968 in Europa*, New York 2008, S.235.
- (8) 完全家族とは、核家族、性別役割分業 (男性単独稼得者モデル) にもとづく家族を、不完全家族とは、単身世帯、母子世帯・父子世帯、パートナーシップ、複数の他人との共同生活などを意味する。
- (9) たとえば高橋氏は、「現代」への歴史的な転換点は一九四五年ではなく、象徴的な意味での「六八年」、六〇年代〜七〇年代にあると主張するが、筆者は、「六八年」を歴史的に評価するには、両者の関連性について検討することが重要であると考える。高橋秀寿『再帰化する近代——
- (10) Christiane Kuller, *Familienpolitik im föderativen Sozialstaat: Die Formierung eines Politikfeldes in der Bundesrepublik 1949–1975*, München 2004, S.36, 38.
- (11) Kuller, *Familienpolitik*, S.39.
- (12) 木村靖二／山田欣吾／成瀬治編『ドイツ史2』山川出版社、三五四頁を参照。
- (13) Dagmar Herzog, *Sex after Fascism: Memory and Morality in twentieth-Century Germany*, Princeton/ Oxford NJ (u.a.) 2005, S.103.
- (14) *Ebenda*.
- (15) *Ebenda*, S.142.
- (16) Dagmar Herzog, „Between Coitus and Commodification: Young West German Women and the Impact of the Pill“, in: Axel Schild/ Detlef Siegfried, *Between Marx and Coca-Cola: Youth Cultures in Changing European Societies, 1960–1980*, New York/ Oxford 2006, p.269.
- (17) 川越修「ピル (経口避妊薬) とドイツ社会」姫岡とし子・川越修編『ドイツ近現代シエンター史入門』青木書店、二〇〇九年、一九二–一九四頁; Herzog, *Between*, pp. 273–274.
- (18) Dagmar Herzog, „Antifaschistische Körper: Studentebewegung, sexuelle Revolution und antiautoritäre Kinderziehung“, in: Dagmar Herzog (ed.), *Sexuality and German Fascism*, New York 2005, S.540.
- (19) Kuller, *a.a.O.*, S.33.
- (20) 本章で引用したデータは、Statistisches Bundesamt Wiesbaden (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland*, Stuttgart 1960–

1980. から引用したものである。
- (21) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.), *Frauen in der Bundesrepublik Deutschland*, Bonn 1998, S.86.
- (22) Peter Marschack, *Bevölkerungsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1984, pp. 99-100.
- (23) ヨーゼフ・エーマー (若尾祐司/魚住明代訳) 『近代ドイツ人口史——人口学研究の傾向と基本問題』昭和堂、二〇〇八年、一五三頁。
- (24) エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム (木村育世訳) 『子どもをもつという選択』勁草書房、一九九五年、三六～四二頁を参照。
- (25) 現在、すべての子供のうちほぼ三人に一人は非婚家庭に生まれている。ちなみに、子供のいる家庭のおよそ五分の一が単親家庭であり、通常は母親が一人で子供を育てている。『ドイツの実情——ドイツをもっと知る』二〇一〇／二〇一一年 (<http://www.ratsachen-ueber-deutschland.de>)
- (26) エーマー、前掲書、六七頁。
- (27) Kuller, *aa.O.*, S. 50. ちなみに離婚は、カトリックよりもプロテスタントあるいは無宗教の夫婦、夫よりも妻の方が高学歴の夫婦、子どもが多い夫婦よりも子供のいない夫婦の間で生じるケースが多かった。
- (28) Eberda, S.52. Vgl. Gustav Boehmer, *Die Teilreform des Familienrechts durch das Gleichberechtigungsgesetz vom 18. Juni 1957 und das Familienrechtsänderungsgesetz vom 11. August 1961. Nachtrag zur „Einführung in das bürgerliche Recht“*, Tübingen: J.C.B. Mohr, 1962, S.43-45.
- (29) *Statistisches Jahrbuch*, 1960-1980.
- (30) エリーザベト・ベック＝ゲルンスハイム (香川檀訳) 『出生率はなぜ下がったか——ドイツの場合』勁草書房、一九九二年、二八七頁。
- (31) Ute Frewert, *Frauen – Geschichte Zwischen Bürgerlicher Verbesserung und Neuer Weiblichkeit*, Frankfurt am Main 1986, S.291.
- (32) ベック＝ゲルンスハイム 『出生率はなぜ下がったか』九七頁; Regina Becker-Schmidt/ Gudrun-Axeli Knapp, *Arbeiterkinder gestern – Arbeiterkinder heute*, Bonn 1985, S.105.
- (33) エーマー、前掲書、六〇～六一頁。
- (34) シャルロット・ヒューン 『ドイツにおける出生率および家族政策』『人口問題研究』一九九七年、五三～二二三四頁。
- (35) 姫岡とし子 『日独における家族の歴史的变化と家族政策』本沢巳代子・ベルント・フォン・マイデル編 『家族のための総合政策 日独国際比較の視点から』信山社、二〇〇七年、五～六、一四～二三頁参照; Hans Giese/ Gunter Schmidt, *Studenten Sexualität. Verhalten und Einstellung. Eine Umfrage an 12 westdeutschen Universitäten*, Reinbeck bei Hamburg 1968, S.184-185.
- (36) Bundesministerium für Jugend, Familie und Gesundheit (Hg.), *Erster Familienbericht*, Bonn 1968, S.7; 姫岡、前掲書、一三三頁。
- (37) Bundesministerium für Jugend, Familie und Gesundheit (Hg.), *Zweiter Familienbericht*, Bonn 1975, S.17; 姫岡、同上書、一三三頁。
- (38) 姫岡、同上書、一四頁; Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hg.), *Die Familie im Spiegel der amtlichen Statistik*, Berlin 2003, S.32. (<http://www.bmlsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/PRM-24184-Gesamtbbericht-Familie-im-Spiegel-property=pdf.pdf>)
- (39) Giese, *aa.O.*, S.192.

- (40) *Ebenda*, S.125.
- (41) *Ebenda*, S.187-188; Vgl. *Hart und Zart. Frauenleben 1920-1970*, Berlin 1990, S.379.
- (42) *Giese, a.a.O.*, S.133.
- (43) 拙稿「事例研究Ⅰ：戦後西ドイツの性文化——妊娠中絶合法化運動」若尾祐司・井上茂子編『ドイツ文化史入門』昭和堂、二〇一一年、三〇五～三〇六頁を参照。
- (44) ヴェイルヘルム・ライヒ（小野泰博・藤沢敏雄訳）『セクシュアル・レボリューション——文化革命における性』現代思潮社、一九七七年、ix頁。（第三版による翻訳書として、一九六九年に中尾ハシメ訳『性と文化の革命』勤草書房が刊行）。Wilhelm Reich, *Die sexuelle Revolution*, Frankfurt 2004, S.15.（初版一九三六年）
- (45) *Ebenda*, S.154; Vgl. Kristina Schulz, „Frauen in Bewegung. Mit der Neuen Linken über die Linke(n) hinaus“, in: Klimke, 1968 in *Europa*, S.248; Herzog, Antifaschistische Körper, S.159.
- (46) *Ebenda*, S.175; Vgl. *Ebenda*, S.149, 156.
- (47) Herzog, *Sex after Fascism*, p.139, 160.
- (48) Reimut Reiche, *Sexualität und Klassenkampf*, Frankfurt am Main/ Hamburg 1971, S.24; Eitler, *a.a.O.*, S.240.
- (49) Reiche, *a.a.O.*, S.150; Gerd Koenen, *Das rote Jahrzehnt. Unsere kleine deutsche Kulturrevolution 1967-1977*, Frankfurt am Main 2001, S.152.
- (50) *Ebenda*, S.156.
- (51) Ute Kätznel, *Die 68erinnen. Porträt einer rebellischen Frauengeneration*, Berlin 2002, S.283.
- (52) Vgl. Koenen, *a.a.O.*, S.157.
- (53) Kätznel, *a.a.O.*, S.210-211.
- (54) Reiche, *a.a.O.*, S.157-159.
- (55) *Der Spiegel*, 26.6.1967. 実際、東ドイツの中国大使館とコンタクトをとり、北京から財政的支援を得ていたとされる。Koenen, *a.a.O.*, S.153.
- (56) *Ebenda*, S.150.
- (57) *Stern*, 9. November 1969; Rainer Langhans/ Christa Ritter, *Das Bilderbuch der Kommune*, München 2008, S.173, 184, 192.
- (58) Ralf Rytlewski/ Manfred Opp de Hipt, *Die Bundesrepublik Deutschland in Zahlen 1945/49-1980*, München 1987, S.117.
- (59) Herzog Dagemar, *Sex after Fascism*, S.256-258.
- (60) Bernd Cailloux, „Kommune Eins: Immer im Bilde“, in: Langhans, *a.a.O.*, S.3.
- (61) Koenen, *a.a.O.*, S.154, 156.
- (62) *Ebenda*, S.151.
- (63) Rainer Langhans, „Das Herz der Revolte“, in: Langhans, *a.a.O.*, S.8.
- (64) Reinhard Sieder, *Sozialgeschichte der Familie*, Frankfurt am Main 1987, S.273; 高橋、前掲書、一二六～一二八頁。
- (65) Reiche, *a.a.O.*, S.157-158.
- (66) S.D.Sのメンバーによつて六七年にヘルリンに設立された「コミュニンII」では、家族・結婚制度、性別役割分業の撤廃、メンバーたちが共同家計のもと、メンバーの子どもたちを集団で育てるといった試みがなされた。こうした関係は、六八年から広がる共同保育所運動（Kinderladenbewegung）に影響を与えることになった。Kätznel, *a.a.O.*, S.262; Vgl. Koenen, *a.a.O.*, S.161-163.
- (67) 一九四二年ツッパーター生まれ。六九年に海外通信員としてフラン

- スに渡った際に女性哲学者シモーヌ・ド・ボヴォアールの影響を強く受けて、ドイツの「新しい女性運動」の指導者として活躍した。彼女が編集長を務める女性雑誌『エムマ (EMMA)』は、七七年一月の創刊以来、一貫して「政治・経済・宣伝広告に左右されなく」という方針を守り、現在もその経営の九〇％は雑誌の売上げにより支えられている。
- (68) Alice Schwarzer, *Der „kleine Unterschied“ und seine großen Folgen*, Frankfurt am Main 1975, S.180; Kristina Schulz, „1968 - eine sexuelle Revolution?“, in: Matthias Frese/ Julia Paulus/ Karl Teppe (Hrsg.), *Demokratisierung und gesellschaftlicher Aufbruch. Die sechziger Jahre als Wendezeit der Bundesrepublik*, Paderborn 2004, S.132.
- (69) Kristina Schulz, *Der lange Atem der Provokation. Die Frauenbewegungen in der Bundesrepublik und in Frankreich 1968-1976*, Frankfurt am Main 2002, S.67-75.
- (70) Ebenda, S.93.
- (71) 世紀転換期にヨーロッパで興隆した女性解放運動(女性参政権運動、廃娼運動など)と区別して「新しい女性運動」「第二波女性解放運動」と呼ぶ。
- (72) Schulz, *Frauen in Bewegung*, S.247.
- (73) Schulz, *Der lange Atem*, S.85; 井関 前掲書 一〇〇～一〇三頁。
- (74) Schulz, 1968, S.123.
- (75) 以下、拙稿「私のおなかは社会のもの?」川越修・辻英史編著『社会国家を生きる——二〇世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』法政大学出版会、二〇〇八年、二四三～二七八頁; 拙稿「戦後西ドイツの「性文化」三〇七～三二〇頁を参照。
- (76) Schulz, *Der lange Atem*, S.155.
- (77) *Frankfurter Allgemeine Zeitung* 20. 7. 1971; Vgl. Gisela Notz, „Die autonomen Frauenbewegung der Siebzigerjahre. Entstehungsgeschichte - Organisationsformen - politische Konzepte“, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 44, 2004, S.138.
- (78) Deutsche Presse-Agentur (dpa) GMBH, *dpa Hintergrund. Archiv- und Informationsmaterial*, Hamburg, 28. März 1974, S.4.
- (79) *Allensbacher Berichte. Presse Korrespondenz des Instituts für Demoskopie* Allensbach, 1971, Nr. 15.
- (80) Malcom Potts/ Peter Diggory/ John Peel, *Abortion*, Cambridge 1977, p.394. マルコム・ポッツ他(池上千寿子・根岸悦子訳)『文化としての妊娠中絶』勁草書房 一九八五年 三〇八頁。
- (81) CDU Bundeschäftsstelle (Hrsg.), *Argumente Dokumente Materialien (Thema: Dokumentation über den Stand der Diskussion um die Reform des §218 StGB-Abtreibung)*, Lit-Nr. IV /17, Bonn 1972, S.9.
- (82) *Bundgesetzblatt*, 1976, Nr. 56, 1213-1215.
- (83) イマニユエル・ウオーラーズティン「一九六八年——世界システムにおける革命(命題と設問の形式で)」『ポスト・アメリカ——世界システムにおける地政学と地政文化』藤原書店、一九八八年、一一四～一二九頁。

(みどろ よしえ・明治大学専任講師)